

社会保険庁が保有する住所情報の提供について（要望）

企業年金連合会の事業運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会の年金を請求されていない方が、124万人であることが判明し、現在、未請求者をなくすため、新聞広告等を通じたPRや相談体制の充実などの対策を講じているところであります。

このように未請求の方が多い原因は、住所が判明しないため、当連合会から請求の案内ができないことにあります。

つきましては、未請求者をなくすため、社会保険庁が保有する基金の加入員及び加入員であった者に係る住所情報について、できる限り早期に厚生年金基金及び連合会に対して提供していただくようお願い申し上げます。

【参考】

（現在）

新たに厚生年金の受給者になった方の記録（住所情報を含む）の提供を受け、住所が判明した方に対して、連合会が保有している記録を裁定請求書に印字して、本人あて送付している。

（これまでの要望）

社会保険庁で管理している基金の加入員及び加入員であった者に係る住所情報の提供を、連合会から国に対して平成10年及び平成18年に要望している。

平成19年9月20日

企業年金連合会

理事長 加藤 丈夫

社会保険庁長官

坂野 泰治 殿

基金事務改善に係る要望

平成10年7月1日

平成11年に予定されている厚生年金保険法などの改正に向けて、平成9年12月18日、厚生年金基金連合会より厚生年金基金に係る所要の改善について要望したところではありますが、この要望事項のうち、「基金に係る許認可事務等の見直し及び簡素化について」は、その後各基金からの意見等を踏まえ具体的検討を重ねてきたところでもあります。

規制緩和の大きな流れの中で基金運営については、各種規制が行われており、基金の自主性を尊重するという観点から行政の関与は最小限に留めるとともに、増大する基金の事務を適正かつ迅速に処理していくため、事務処理の簡素合理化を一層進めていく必要があります。

その具体的方策として「別添」のとおり対応の考え方をとりまとめましたので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

別添

(抜粋)

Ⅶ 連合会関係

3 住所情報

【現状及び問題点】

(現状)

本人からの請求に基づき年金を支払う仕組みとなっている。

(問題点)

短期加入者からの請求漏れが多く、退職後の住所変更等もあり確認方法が難しい受給待期者が増加しているため、厚年本体との照合により住所情報の提供ができないか。

【対応の考え方】

基礎年金番号制により、国は直近の住所を把握することとなったことから、現在、未請求者の住所について、国から情報が得られるよう要望中である。

企業年金制度の改善に関する要望事項

平成18年12月18日

少子高齢化が進展していく中で、企業年金には、公的年金を補完し、国民の高齢期における所得保障を充実していく役割が強く求められるようになってきております。

わが国の企業年金においては、従来、主に厚生年金基金がその役割を果たしてきたところですが、企業年金二法の制定により、現在では、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の三制度が、それぞれの特性を生かし、わが国の企業年金制度の充実寄与しております。しかし、これら各制度が、今後とも更に発展を続けていくためには、改善を要する問題を抱えていることも事実です。

企業年金連合会においては、こうした状況の下、三制度それぞれが、その特性に応じ抱える問題も異なり、ひとまとめに論じることには困難な点も見られることから、各制度別に3つの小委員会を設置し、これまで検討を行ってきました。

このうち税制上の課題については、既に本年8月に要望事項をまとめ提出したところですが、今回は、制度面・財政面・手続面にわたる改善要望事項を取りまとめたところです。

これらの改善要望事項については、制度ごとにそれぞれ別添1から別添3にまとめており、各制度によって異なる事項も少なくないところですが、例えば、労使合意を尊重した柔軟な制度設計の確保、規約変更に係る取扱いの簡素化、企業会計基準など、各制度に共通する課題も認められるところであり、わが国の企業年金制度の更なる発展のため、制度全般にわたる視点から、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

厚生年金基金制度改善要望

政策委員会厚生年金基金小委員会

(抜粋)

3. 社会保険庁からの情報提供の拡大

(2) 社会保険庁で管理している住所についての情報提供

厚生年金基金の年金受給待期者の住所については、転居先不明となる場合もあることから、請求漏れを防止するために社会保険庁で管理している基金加入員に係る厚生年金被保険者の住所情報を提供していただきたい。

確定給付企業年金制度改善要望

政策委員会確定給付企業年金小委員会

(抜粋)

5. その他

(2) 社会保険庁からの情報提供の拡大

現在、社会保険庁からは、厚生年金基金の代行給付の補填（独自給付）に必要となる情報を提供いただいているが、確定給付企業年金としての適正な年金給付を行うため、住所等の情報も提供していただきたい。